

V. パートタイム労働者（非正規雇用労働者）

1. パートタイマーとは・・・

- ① 典型的パートタイマー
雇用時間を定めた非終身雇用で短時間労働者のことです。
- ② 臨時パートタイマー
臨時的、一時的業務従事のパートタイマー(更新なし)です。
- ③ 常用パートタイマー、呼称パート、準社員のパート
短時間雇用であっても、常用に比較し責任と権限の重い仕事に従事し、企業組織の中に組み入れられる者のことです。

— 安西 愈 弁護士 労働契約総論 著 —

(1) パートタイマーの概念

- ① 一日の所定労働時間または、一週の所定労働日数が当該事業場の一般労働者よりも短い労働者です。
- ② 一週間の所定労働日数が、同一の事業場に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働日数に比べて、短い労働者。
- ③ 一週間の労働時間が35時間未満の労働者。 — 総務省 —

(2) パートタイム労働法 第2条（定義）

この法律において、「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者を云います。

「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「短時間労働者」としてパートタイム労働法の対象となります。

パートタイム労働者であっても、労働基準法、最低賃金法、労災保険法、男女雇用機会均等法などの法令は適用される。また、要件を満たせば、雇用保険、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の被保険者となります。

労働安全衛生法

・・・ 一般労働者と同様に適用されます。

健康診断の対象者

- ① 期間の定めのない労働者または更新により1年以上使用されることが予定されている者、1年以上引き続き使用されている者
- ② 1週間の労働時間数とその事業場において同種の業務に従事する正社員の4分の3以上であること(概ね2分の1以上であれば健康診断を受診することが望ましいとされている)

健康診断実施時期

- ① 健康診断についても雇入れの際および1年以内ごとに1回必要
- ② 深夜業を含む業務に従事するパートタイム労働者に対し、その業務への配置換えの際、および6か月以内ごとに1回必要

年次有給休暇

パートタイム労働者に対しても、年次有給休暇を付与しなければならない。日数については以下のとおりです。

週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
			6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

改正パートタイム労働法に違反した場合の行政対応は・・・

条項	義務事項	違反した場合	紛争の解決
6条 1項	雇入れ時の文書 等による明示	10万円以下の科料	
8条 1項	差別的取扱いの 禁止		
10条 1項	職務の遂行に必 要な能力を付与 するための教育 訓練の実施	厚生労働大臣は、必 要があると認めるとき は、事業主に対して 報告を求め、又は助 言、指導若しくは勧告 をすることができる。	21条1項(紛争解決 の援助) 都道府県労働局長 による助言、指導又 は勧告
11条	福利厚生施設の 利用の機会を与 える配慮義務	↓ 企業名の公表は無い	22条1項(調停) 紛争調整委員会に よる調停
12条	通常の労働者へ の転換を推進す るための措置義 務		
13条	待遇決定につい ての説明義務		